

2026(令和8)年度 第3回労働法・労使関係研究会

弁護士が解説！ カスタマーハラスメント対策

2026年10月1日から企業としての対策が義務化される『カスタマーハラスメント』について法的観点での注意点や問題点を弁護士の谷口彰氏にご講演いただきます。

2026年7月のセミナー(カスタマーハラスメント対応のあり方・企業としての備え方)では企業がカスハラをどう防ぎ、従業員をどう守るかについて理解を深めていただきましたが、今回は、カスハラ被害が起きてしまった場合の対応や、カスハラ対策を進める中で発生しうる法的問題・企業に責任が生じないための注意点などについて解説します。

カスタマーハラスメント(不当な要求)はBtoCだけではなく、BtoB(取引先間)でも起こります。ぜひ、皆さまの法的知識をアップデートする機会としてご活用ください。

日時 2026年10月7日(水)15:00~17:00(受付開始14:30~)

場所 産業貿易センタービル7階 719会議室 (横浜市中区山下町2)
& オンライン(Zoomミーティング)

講師 横浜りんどう法律事務所
弁護士 谷口 彰(やぐち あきら) 氏

講義内容(予定)

- (1) カスハラ(不当な要求)を見極めるポイント
- (2) 法的な観点から問題になるカスハラ
- (3) カスハラ被害を受けた労働者への労災保険給付
- (4) カスハラ被害に関する事業者の安全配慮義務
- (5) カスハラ対応ルール策定時の注意点 など



参加費

労務委員・人材活性化委員 : 無料(本人または代理人)
労働法・労使関係・人事制度研究会員 : 無料(複数参加可)

上記以外の当協会会員: ¥3,300円/人(税込み) ※会場準備・資料代を含みます。

振込先 ①銀行振込: 横浜銀行本店当座0003333 / ②郵便振替: 00210-7-2389
※振込手数料は貴社にてご負担願います。請求書が必要な場合はご連絡ください。

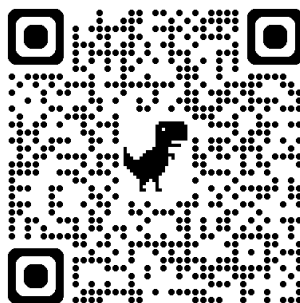
<注意事項: 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。>

セミナー会場案内



JR、市営地下鉄「関内駅」下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」下車、徒歩5分

お申込みはこちらから



締切
9月30日
(水)

協会ホームページからもお申込みいただけます。
「募集中のセミナー」よりお申込みください。
協会ホームページ <http://www.kana-keikyo.jp/>

